

特 記 仕 様 書

第1条

- 1 本特記仕様書は、令和3年度 広島高速1号線舗装修繕工事に適用する。
- 2 本工事の施工にあたっては、広島高速道路公社制定「土木工事共通仕様書」（令和2年9月）、広島高速道路公社制定「舗装設計基準」（平成21年8月）に基づき実施しなければならない。

第2条

土木工事共通仕様書に対する特記仕様事項は、以下のとおりとする。

1 工期について

工期は、雨天・休日等（日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含む。）を含み、契約締結の日から令和4年3月31日とし、工期の設定にあたっては、以下のとおり見込んでいる。なお、以下に示す内容は、発注者が工期設定するための内容を示したものであり、工事の履行にあたっての実施工程については受注者の責任において定めるものとする。

項目	日数	備 考
準備期間	60日	
後片付け期間	20日	
検査期間	13日	

2 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
- (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>
- (3) 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。
- (4) 受注者は、広島県の「工事完成図書の電子納品等要領」（以下「要領」という）に準じて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正・副2部納品しなければならない。
なお、電子成果品の内容については、監督職員と協議し決定するものとする。

3 レディーミクストコンクリートの配合について

レディーミクストコンクリートの配合については下表のとおりとする。

設計基準 強度 (N/mm ²)	粗骨材 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	単位 セメント量 (kg 以上)	水セメント 比 (%以下)	空気量 (%)	セメントの 種類	摘 要
18	40	8	—	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物

4 舗装構成の確認

本工事の舗装構成については、設計図書に示すとおり見込んでいるが、施工前にコア採取等

にて既存の舗装構成を確認し、監督員の承諾を得て施工すること。

5 路上路盤再生工について

路上路盤再生工は、路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理とし、使用する添加剤は次の規格を満たすこと。

- ・セメント：JIS R5211（高炉）規格
- ・セメント混合用アスファルト乳剤：MN-1 規格

なお、添加剤使用率は、セメント：2.5%、セメント混合用アスファルト乳剤：5%を見込んでいるが、施工前に骨材を採取して配合設計を実施し、添加量を決定して監督員の承諾を得て施工すること。なお、事前に環境庁告示第 46 号溶出試験を実施すること。

8 建設廃棄物について

- (1) 受注者は、本工事により発生する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）を遵守し、適正に処理しなければならない。
- (2) 受注者は、その請け負った建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、法第 12 条第 2 項に基づき、法第 10 条第 1 項第 1 号から 5 号までに掲げる事項について、別紙告知書様式で告げなければならない。
- (3) 受注者は、工事着手前に、「産業廃棄物処理計画書」を監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、「産業廃棄物処理計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に「産業廃棄物処理実施書」を監督員に提出しなければならない。
- (5) 本工事で発生した建設資材廃棄物は、広島県（環境局）及び広島市（保健所）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。

9 建設廃棄物の場外保管について

当該工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において 300 m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは 30 日以内に廃止届を提出すること。ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

10 低入札受注時における追加配置技術者

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第 47 条の 3 第 3 項の規定により追加配置した技術者について、土木工事共通仕様書 1-1-1-5（コリンズへの登録）により、工事实績情報システム（コリンズ）へ登録する場合には、追加配置した技術者は主任技術者として登録すること。

11 建設発生土

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表（広島県）に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時的な積を含む。）のいずれかに搬出するものとする。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表（広島県）に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時的な積を含む。）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

1.2 遠隔地からの労働者確保について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。

ア 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上げ費）の割合：11.25%

イ 現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）：1.33%

(3) 受注者は、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出する。なお、実施計画書には根拠となる資料を添付すること。

(4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書（様式2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

(7) 受注者から提出された資料に疑義の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

1.3 遠隔地からの建設資材調達について

建設資材及び仮設材については、調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票の写し等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

「調達地域等」とは、建設資材にあつては、広島県土木工事設計資材単価表で示す地区、又は地区の指定がない場合は広島県内をいい、仮設材にあつては、土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社）第Ⅹ編 参考資料 第2章 工事費の積算 1) 間接工事費 1)-1 共通仮設費 1 運搬費 (4) リース器材の運搬 で示す仮設材が所在すると推定される場所又は大手リース業者基地等をいう。

1.4 交通誘導警備員の配置について

交通誘導にあたって、「平成 30 年 7 月豪雨に伴う交通誘導警備員の配置に関する取扱いについて (https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/traffic_keibi.pdf 参照)」によることとし、自家警備を行う場合は、交通誘導警備検定合格者(1 級及び 2 級)、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有するもの、又は過去 3 年以内に広島県交通誘導員対策協議会が承認した団体（(一社) 広島県建設工業協会又は広島県建設業協会連合会）が実施する安全講習会を受講しているものを配置することとする。

なお、自家警備を行う場合の労務単価は設計変更の対象としない。

1.5 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

- (1) 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間 13 日、年末年始 6 日間（12 月 29 日～1 月 3 日）、夏季休暇 3 日間（国民の祝日である山の日次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く 3 日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (2) 真夏日とは、日最高気温が 30 度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が 25 度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (3) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (4) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (5) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (6) 積算方法は次のとおりとする。

ア 補正方法

(ア) 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正值を算出し現場管理費率に加算する。なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正值を合計し、2%を上限とする。

(イ) 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

(ウ) 補正值（%）＝真夏日率×1.2

イ 補正值の計算結果は、パーセント表示で小数点 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

- (7) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (8) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

1.6 週休 2 日モデル（受注者希望型）について

本工事は週休 2 日モデル工事（受注者希望型）であり、次により実施するものとする。

(1) 定義

ア 週休 2 日とは、1 週間のうち、原則土曜日・日曜日の 2 日間および国民の祝日において現場閉所することをいう。

イ 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等

やむを得ない場合は、週休予定日の前後6日以内の振替休日を設定したうえで、週休予定日の前日までに監督員との協議により週休日を変更することができるものとする。この場合、4週間のうち8日間の休日確保することとする。

なお、雨天時等で現場閉所する場合においても、上記協議を行ったものについては、週休日とすることができる。

ウ 現場閉所日数とは、対象期間内において、下請業者も含めて、1日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日の合計とする。

なお、現地作業には、資材納入や交通誘導、運搬等建設業に該当しないものは含まない。

エ 対象期間とは、工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。

（ア）年末年始6日間及び夏季休暇3日間

（イ）工場製作のみが行われている期間

（ウ）災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(2) 実施方法

ア 受注者は、週休2日モデル工事を希望する場合、契約後速やかに、工事打合せ簿により発注者へ申し出ること。

イ 受注者は、工事着手までに、週休2日取得が確認できる様式1「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を発注者に提出すること。

なお、対象期間を明確にするため、工事着手の日と工事完了日を計画表に明記すること。

ウ 受注者は、「週休2日モデル工事」である旨を看板等に記載し、工事現場に設置すること。

エ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出すること。

オ 受注者は、工事完了後、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに提出すること。

カ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

キ 現場閉所状況が4週6休以上であった場合は、変更契約時において、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じることとする。

（ア）4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）

- | | |
|------------|------|
| ① 労務費 | 1.05 |
| ② 機械経費（賃料） | 1.04 |
| ③ 共通仮設費 | 1.04 |
| ④ 現場管理費 | 1.05 |

（イ）4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25.0%（7日／28日）以上28.5%未満）

- | | |
|------------|------|
| ① 労務費 | 1.03 |
| ② 機械経費（賃料） | 1.03 |
| ③ 共通仮設費 | 1.03 |
| ④ 現場管理費 | 1.04 |

（ウ）4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日／28日）以上25.0%未満）

- | | |
|------------|------|
| ① 労務費 | 1.01 |
| ② 機械経費（賃料） | 1.01 |
| ③ 共通仮設費 | 1.01 |
| ④ 現場管理費 | 1.02 |

ク モデル工事の検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答すること。

1.7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更について

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。

ア 「3つの密を避けるための手引き」の活用

各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。

・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

イ 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた

取組事例」の活用

各現場に配布し始業前の朝礼やKY 活動等において工事等の関係者に周知を図る。

・ http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf

※ 各現場での対策事例については、Twitter や Facebook 等の SNS 活用により普及・展開に努めてください。

例) 「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等

(2) 上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書（様式1）により監督職員（調査職員）と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書（変更業務計画書）を提出する。

なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

(3) 最終精算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等）及び実績報告書（様式2）を監督職員に提出する。

(4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

(5) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

1.8 法定外の労災保険の付保について

(1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(2) 受注者は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第48条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。

(3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

1.9 疑義について

設計図書、特記仕様書、契約書等に明記されていない事項または疑義の生じた事項については、監督員と協議して決定するものとする。